

平成21年5月までに裁判員制度がスタート

裁判員制度を御存知ですか！

裁判員制度とは、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が平成16年5月28日に公布されたことに伴い、国民の皆さんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める国民の司法参加を実現する制度です。

地方裁判所で行われる第一審の刑事裁判のうち、国民の関心が高い重大な罪の裁判に本制度が適用されます。国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになり、司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

平成21年5月までにスタートします裁判員制度にご理解を！

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します

裁判員制度の流れ

捜査 捜査機関(警察など)が証拠の収集などをします。

起訴 検察官が被疑者について裁判を求める手続きです。

裁判の準備 充実した裁判を迅速に行うために、裁判官、検察官、弁護人が、前もって打ち合わせをし、審理計画を立てます。

裁判員を選ぶ

裁判員は6人、裁判官は3人です。ただし、裁判員4人、裁判官1人の場合もあります。



裁判員が参加する仕事

■ 裁判を行う ■

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

■ 評 議 ■

裁判員と裁判官で、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

■ 判 決 ■

『裁判員制度について説明会を開催します』

旭川地方検察庁では、この制度を広く市民の皆さんに知っていただくため、説明員(職員)を派遣し、説明会を開催しています。

職場の研修・学校の授業・各種団体の講習会・自治会の会合や公民館の集まりなどにおいて、説明の機会を設けさせていただければ、職員を直ちに派遣致しますので、希望される場合は下記までご連絡願います。

■ 連絡先 〒070-8636 旭川市花咲町4丁目
旭川地方検察庁広報担当 0166・51・6233

教えて！裁判員制度

Q1 裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A 選挙人名簿をもとに、くじなどで選ばれます。事件の関係者や一定の前科がある人などを除けば、20歳以上の国民は誰でもなることができます。

Q2 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫？

A 大丈夫です。裁判員の仕事に必要な「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続き」については、裁判官によって丁寧に説明されることになっていますので心配ありません。
また、裁判官と裁判員とが十分に話し合いをしながら評議を進めるので、裁判員となる皆さんが法律に関する専門的な知識を持っていることは必要ありません。

Q3 トラブルに巻き込まれたりしませんか？

A 裁判員の名前や住所などは公にされませんし、評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。
また、裁判員の皆さんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、()威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

Q4 仕事を休むことができますか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められています。
また、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

Q5 裁判員には日当や交通費が支払われますか？

A 支払われます。具体的な金額については、今後決まります。